

労働組合と使用者とのトラブルの解決をサポートします！

～ 福岡県労働委員会 ～

労使関係で困っていませんか？こんな時は労働委員会にご相談ください。



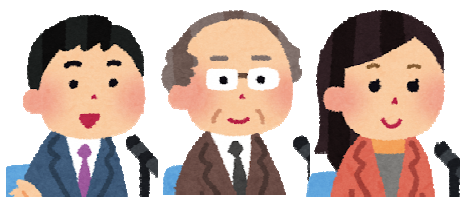
例えば・・・
労使交渉で困っている！
・賃金に関する労使交渉が進展しない。
・労働条件の変更について労使が対立している。

例えば・・・
使用者から不当な扱いを受けた！
・労働組合に入ったら、解雇された。
・上司から、組合からの脱退を迫られた。
・団体交渉に応じてくれない。



労働委員会では・・・

労使紛争のあっせん



労働者・使用者それぞれの主張を聞いて、歩み寄りを促します。

不当労働行為の救済



不当労働行為があったと判断した場合は、救済命令を出して、公正な労使関係を回復させます。

労働委員会の特色

公正・中立！
(公・労・使 三者構成)

手続きが簡易！

無料！

秘密厳守！

三者構成



公益委員

公益を代表する委員
〔大学教授
弁護士等〕



労働者委員

労働者を代表する委員
〔組合役員等〕



使用者委員

使用者を代表する委員
〔会社役員等〕

福岡県では、それぞれ7名、計21名が任命されています。

労働問題に詳しい公・労・使の委員が、それぞれの立場で、トラブルの円満な解決をお手伝いします。

— ご利用ください —

労働組合と
使用者のトラブル

労働者個人と
使用者のトラブル

労働委員会事務局へ

労働者支援事務所へ

双方の主張を調整し、
トラブルを短期間で
解決したい場合

使用者による不当労働
行為に対して救済
を受けたい場合

労使紛争の
あっせん

不当労働行為の
救済

労働相談

専門的知見を要する場
合、委員によるあっせん
を希望する場合など

労働相談での助
言だけでは解決
できない場合

申請

申立て

申請

申請

労働委員会
によるあっせん

労働委員会
による審査

労働委員会委員
によるあっせん

労働者支援事務所
職員によるあっせん

◆◆福岡県労働委員会事務局◆◆

- 労使紛争の調整(あっせんなど)
調整課 (092)643-3980
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査
審査課 (092)643-3982

〒812-0046福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎7階

<交通案内>

JR 「吉塚駅」下車 徒歩3分
地下鉄 「馬出九大病院前」下車 徒歩7分
西鉄バス 「吉塚駅前」下車 徒歩3分

※詳細は福岡県労働委員会のホームページへ



◆◆福岡県の労働者支援事務所◆◆

福岡労働者支援事務所(福岡市中央区)
(092)735-6149
北九州労働者支援事務所(北九州市小倉北区)
(093)967-3945
筑後労働者支援事務所(久留米市)
(0942)30-1034
筑豊労働者支援事務所(飯塚市)
(0948)22-1149

※詳細は福岡県労働者支援事務所のホームページへ



— 労使間の紛争を解決する主な仕組み —

	主な業務	申請者	実施体制	費用
【県】労働委員会	あっせん	労働組合、使用者	あっせん員(労働委員会委員等)(公・労・使)3名	無料
	不当労働行為の審査	労働組合(一部個人可)	審査委員(労働委員会公益委員)1名 参与委員(労働委員会労働者・使用者委員各2名)4名	無料
【県】労働者支援事務所	労働相談、あっせん	労働者個人、使用者	職員又は 労働委員会委員(公・労・使)3名	無料
【国】労働局	労働相談、あっせん	労働者個人、使用者	紛争調整委員(弁護士等)1名	無料
裁判所	労働審判	労働者個人、使用者	労働審判官(裁判官)1名 労働審判員(労使)2名	有料